

# 安全狩獵中部ブロック射撃大会要綱



## 主 旨

この要綱は大日本猟友会安全狩猟射撃大会の要綱に準じて  
いますが中部6県として、地域性、会員年齢、選手の年齢区分等考慮して一部変更して中部6県の安全狩猟射撃大会要綱  
として大会規則として今後行っていくために中部6県の会長  
会議の中で令和2年6月に決定したものです。

今まで同様に本大会は、猟銃の安全な保持、携帯、操作技術、  
矢先の確認の訓練及び銃、実包の安全な保管管理の徹底並び  
に猟銃等の取り扱いのマナーの向上を図り持って狩猟事故、  
違反防止及び猟銃等の盗難の防止に万全を期するものとする  
ことを目的としていますとともに、中部6県の猟友会、会員  
がお互いにコミュニケーションを図りながら信頼関係の構築  
を図り、仲のいい中部6県の猟友会の構築をし、広い範囲で  
お互いに協力・協調できるようにしていくことも目指してい  
ます。

# 安全狩猟射撃大会実施要領

## 1 目的

本大会は、猟銃の使用に起因する事故及び猟銃・実包の盗難並びに違反の防止に万全を期すため、猟銃の安全な「保持」、「携帯」、「操作技術」、「矢先の確認の訓練」、「猟銃・実包の安全な保管管理の徹底」並びに「猟銃等の取り扱いマナーの向上」を図ることを目的とする。

大会は、射撃場という制約があるが、可能な限り競技本位の大会にならないよう配慮し、狩猟者が狩猟等に出かけた場合（宿泊、猟場等）を想定した射撃大会とする。

## 2 競技方法等

### (1) 競技種目

#### ① フィールド射撃の部

A 斜面：トラップ	5 m	(ダブル	40 個)
B 斜面：トラップ	10 m	(シングル	20 個)
C 斜面：ラビット 移動標的		(シングル	20 個)
D 斜面：スキート	(シングル・ダブル 20 個)		計 100 個 100 点

※ 同一銃で全射撃を行う。

#### ② ライフル射撃の部

膝射	10 発	100 m	1 号標的使用	
立射	10 発	100 m	1 号標的使用	計 20 発 200 点

※ 同一銃で全射撃を行う。

#### ③ スラッグ射撃の部

膝射	10 発	50 m	1 号標的使用	
立射	10 発	50 m	1 号標的使用	計 20 発 200 点

※ 同一銃で全射撃を行う。

### (2) 選手の年齢区分等

一般クラス（A、B クラス）への女性参加も可能とするが、レディースクラスとのダブルエントリーは認めない。

年齢は、大会開催日現在を基準日とする。

また、個人 1・2・3 位入賞者は、入賞後 3 年間出場できない。

\* A、B クラスともに団体競技あり。

\* 監督は、選手を兼ねることができる。

クラス	年 齢	選手人数	個人満点	団体満点
フィールド射撃 A	65 歳以下	3 名	100 点	600 点
フィールド射撃 B	66 歳以上	3 名	100 点	
フィールド射撃 L (女性)	制限しない	3 名以内	個人満点は 100 点とし、個人競技のみとする。	
ライフル射撃	"	2 名以内	個人競技のみとする。	
スラッグ射撃	"	2 名以内	個人競技のみとする。	

### (3) 標的

標的の色は 2 色とし、狩猟鳥に見立てたオレンジ色に非狩猟鳥に見立てた白色を混入させる。

### (4) 使用装弾

トラップ 5 m、トラップ 10 m . . . 7.5 号以下

スキート、ラビット . . . 9.0 号以下

※これ以外を使用した場合は、失格。但し、重量は問わない。

### (5) 銃砲の管理

獣銃及び実包の管理は、自己責任において万全を期すこと。

大会当日は、指定したガンロッカーを使用すること。

## 3 銃砲所持許可証、火薬類譲り受け証（当日、射撃場において装弾の販売がされる場合のみ）

## 4 使用できない銃器等 カッコンペンセイター（マズルブレーキは可）

## 5 出場選手・監督・役員の服装

一般社団法人大日本猟友会が配付した帽子とベストを着用する。

但し、同程度の識別効果のあるものは認める。

未着用の場合は、そのチームを失格とする。

## 6 表 彰

以下の入賞に対して褒賞する。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) フィールド射撃 団体の部    | 優勝、準優勝、3位 |
| (2) フィールド射撃 個人の部    | 優勝、準優勝、3位 |
| (3) フィールド射撃 レディースの部 | 優勝、準優勝、3位 |
| (4) ライフル射撃の部        | 優勝、準優勝、3位 |
| (5) スラッグ射撃の部        | 優勝、準優勝、3位 |

## 7 その他、注意事項

- (1) 命中・失中等の判定に異議がある場合は、その場で選手がレフリーに申し出るものとし、レフリーは、主・副レフリーで競技規則に基づき協議し、判定を行う。  
なお、異議を申し出た内容を担当レフリーは、競技終了後、監督及び審査団に報告するものとする。
- (2) 選手は射撃終了後に空薬きようの片付けを行うこと。

# 安全狩獵中部 6 県射撃大会競技規則

## I フィールド射撃の部

### 1 射撃場施設

(射面表示等)

- ① 射面の表示は、トラップ射撃方式のダブル射撃を行う射面をA射面、トラップ射撃方式のシングル射撃を行う射面をB射面、ラビット射撃（地上移動標的射撃）を行う斜面をC射面、スキート射撃を行う射面をD射面とする。

なお、選手の控え場及び選手の控え場と各射面間の選手の通路を猟銃の保持・携帯方法の点検を行う場とし、通路は白線等で表示する。

(A射面=ダブルトラップ射撃)

- ② 射台の位置は、標的放出機から5m地点とする。  
③ 標的の放出箇所は、射撃する各射台の中央から放出する標的を第1標的、左右何れかの放出機から放出する標的を第2標的とする。  
なお、標的是、同時に放出する。  
④ 標的の到達距離は、55mから60m程度とする。  
⑤ 標的の飛行高さは、射台の表面の高さで標的放出機から10mの地点で2mから3m程度とする。  
⑥ 標的の放出角度は、第1標的の放出機は0度、左右の放出機は左右各々第1標的側に5度程度とする。

(B射面=シングルトラップ射撃)

- ⑦ 射台の位置は、標的放出機から10m地点とする。  
⑧ 標的の放出箇所は、射撃する各射台に対応する標的放出箇所とする。  
⑨ 標的の到達距離は、55mから60m程度とする。  
⑩ 標的の飛行高さは、射台の表面の高さで標的放出機から10mの地点で2mから3m程度とする。  
⑪ 標的の放出角度は、標的放出箇所の中央の放出機は0度、左右の放出機は左右各々15度から30度程度とする。

(C射面=ラビット射撃)

- ⑫ 射台は、5箇所とし、各々1・2・3・4・5番射台とする。  
⑬ 標的の放出型式は、地上の左右2軌道に標的を転がす型式とする。  
⑭ 標的の軌道は、幅1m程度のゴム・樹脂製品等を平坦に敷設したもの又は同等程度に整備

したものとする。

- ⑯ 射台と軌道の距離は、15 mから30 m程度とする。
- ⑰ 射撃の範囲は、左右2軌道ともに10 m程度とする。
- ⑱ 標的の放出速度は、秒速2 mから5 m程度とする。
- ⑲ 標的の放出順位は、左側の放出機から先に放出し、次に右側の放出機から放送出する。
- ⑳ 射撃方法は、1番射台から各々の射台に射撃する射団の1番射手から順に待機し、いわゆるトラップ射撃方式で射撃を行う。

#### (D射面=シングル・ダブルスキート射撃)

- ㉐ 射台の位置は、スキート射面の1番射台から7番射台とする。
- ㉑ 標的放出機の高さは左側放出機が3.05 m、右側放出機が5 mとする。
- ㉒ 標的の到達距離は、60 m程度とする。
- ㉓ 標的の飛行高さは、射台の表面の高さでセンターポールの位置で左側の放出機から放出される標的を約5 m、右側の放出機から放出される標的を約7 mとする。
- ㉔ 標的の放出角度は、センターポールの位置から前方に左側の放出機を10度程度、右側の放出機を5度程度とする。
- ㉕ 標的の放出順位は、シングル射撃のとき左側の放出機から先に放出し、次に右側の放出機から放送出する。また、ダブル射撃のとき、第1標的を左側の放出機から放出し、第2標的を右側の放出機から放送出する。ダブル射撃の標的の放出間隔は、0.3から0.5秒程度とする。
- ㉖ 標的の放出に当たっては、タイマーを使用しない。

## 2 標的

- ① 標的の形状は、トラップ射撃及びスキート射撃は一般に使用されているものとし、ラビット射撃は直径約10cmの円盤形状のものとする。
- ② 標的の色は、トラップ射撃及びスキート射撃は、有色標的（オレンジ色系統）及び白色標的（「白色標的は、非狩猟鳥又は人畜家屋等発砲が禁止されている物体等とみなす」以下同じ）とする。ラビット射撃の標的の色は特に定めない。
- ③ 1ラウンド中、若干個を白色とし、他は有色標的とする。
- ④ 白色標的の放出順位は、不規則とする。

## 3 銃器等

- ① 同一の猟銃で全射撃を行う。使用猟銃は登録するものとし、それ以外の猟銃の使用を禁止する。
- ② カッコンペンセイターの使用を禁止する。但し、マズルブレーキはこの限りでない。なお、替銃身、チョーク等の使用は特に制限しない。

## 4 使用装弾

- ① 使用装弾は、トラップは7.5号以下、スキート、ラビットは9号以下とする。  
但し、装弾の重量は問わない。  
規定以外の装弾を使用した場合は、そのラウンドのみ失格とする。

## 5 選手の数等

- ① 同一選手がトラップ射撃(A・B射面)、ラビット射撃(C射面)及びスキート射撃(D射面)を通して行う。
- ② チーム内の選手の射撃順位は問わない。
- ③ 1射団は、選手6名の選手で構成する。  
但し、参加選手数により1射団の数を調整することができる。  
なお、1射団が6名に満たない場合、次の射台に射手がない時には、射撃後速やかに次の射台に移動することができる。

## 6 射撃数等

(A射面=ダブルトラップ射撃)

- ① 射撃数は、ダブル射撃で40個とする。
- ② 1回の射撃に装弾を2個装填してダブル射撃を行う。

(B射面=シングルトラップ射撃)

- ③ 射撃数は、シングル射撃で20個とする。
- ④ 1回の射撃に装弾を2個(追射分)装填してシングル射撃を行う。

(C射面=ラビット射撃)

- ⑤ 射撃数は、シングル射撃で20個とする。
- ⑥ 1回の射撃に装弾を2個装填し、左右の標的放出機から放出される標的を各々コールして各1個(左1個、次に右1個)を射撃する。

(D射面=シングル・ダブルスキート射撃)

- ⑦ 射撃数は、1番射台から3番射台までシングル射撃2回(2個)とダブル射撃1回(2個)及び4番射台から7番射台までシングル射撃2回(2個)計20個とする。
- ⑧ シングル射撃の場合は、装弾を2個装填して左右の標的放出機から放出される標的を各々コールして各1個(左1個、次に右1個)を射撃する。

- ⑨ ダブル射撃の場合は、1回の射撃に装弾を2個装填して左右の標的放出機から放出される標的をコールして行う。
- ⑩ スキート射撃で限界点を超えて撃った場合は、失中とする。

## 7 審 判

- ① 審判は、主審判員1名、副審判員2名で行うものとする。  
但し、通路等における審判員は、2名1組とする。  
なお、選手及び監督は、審判を行うことができない。

## 8 命中・失中等の判定

(各射面共通)

- ① 登録した猟銃以外の猟銃を使用した場合は、違反が発覚したラウンドの得点を失中とみなす。なお、減点は、記録のとおりとする。
- ② カッコンペニセイターを使用した場合は、違反が発覚したラウンドの得点を失中とみなす。  
なお、減点は、記録のとおりとする
- ③ 選手控え場における猟銃・実包の保管管理は、猟銃は、猟銃収納箱（ソフトケースを含む）に収納し、また、実包は、購入時の箱等に収納し、自己の管理下に置く。所用で席を外すときは、監督又はチーム員に見張りを依頼する。
  - ⓐこれを怠った場合 ・・・ 2点減点
  - ⓑ実包が装填されていた場合 ・・・ 選手失格
- ④ 選手は、選手控え場と射面の間を移動する場合は、指定された通路を移動するものとする。  
この場合の猟銃の保持方法は、元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台を握るか腕の肘に託し、銃身を約45度下方に向ける。

(写真：A)



(写真：A)

- ⑯ 射撃に当たって白色標的が放出されたときにこれを白色標的と認識して射撃しなかった場合は、直ちに猟銃を肩から降ろさなければならない。この行為を怠ったときは2点減点する。但し、ダブルスキート射撃の場合の第1標的が白色標的の場合はこの限りでない。
- ⑰ 射台を離れるとき全て猟銃は、開放、脱包することとし、これを怠った場合は2点減点する。
- ⑱ 猟銃の故障又は不発弾等により発射できなかった場合は、失中とみなす。この場合の白色標的の有無は問わない。
- ⑲ 主審判員は、使用猟銃の故障で射撃の継続が不可能と判断した選手に対して射撃の中止を命ずることができる。なお、故障した猟銃が使用可能になった場合は射撃を認めるものとする。射撃中断中の射撃を失中とみなす。また、故障した猟銃が使用可能に至らなかった場合には棄権とみなす。
- ⑳ 規定装弾以外の装弾を使用したことが発覚した場合は、そのラウンドを失格とする。  
なお、ラウンド毎の使用装弾数量は、ポケット又はスキートバック等に入れて携帯するが、不足した場合には射撃した分だけ結果を記録して、撃てなくなった以降は失中とする。装弾を持ちに行って継続することはできない。
- ㉑ この競技規則の規定で判断しがたい場合は撃ち直しする。

## 9 記録

### A 射面=ダブルトラップ射撃

- ① 射撃の順番は、特に定めない。
- ② 何れか1個の標的に2発射撃した場合は、その結果が記録される。
- ③ 何れか1個の標的が白色標的の場合、他の標的が有色標的であっても、これに射撃したときは、双方を失中とみなし、かつ各3点減点する。この場合、次の事例が予想される。
  - ⓐ 射撃した場合
    - ・第1標的：白色標的・第2標的：有色標的・失中2　・・・減点6点
    - ・第1標的：有色標的・第2標的：白色標的・失中2　・・・減点6点
  - ⓑ 射撃しなかった場合
    - ・第1標的：白色標的・第2標的：有色標的　・・・・・得点2点
    - ・第1標的：有色標的・第2標的：白色標的　・・・・・得点2点
- ④ 第1標的を失中し、第2標的を射撃する前に第1標的と第2標的が衝突した場合、又は、第1標的を命中し、第2標的を射撃する前に第1標的の破片で第2標的を破碎した場合は撃ち直しとする。但し、この場合白色標的が含まれているときは、結果が記録される。
- ⑤ 初矢又は二の矢が両標的に命中した場合（同射）、その結果が記録される。
- ⑥ 初矢と二の矢が同時に発射された場合（同発）は、その結果が記録される。

## B射面＝シングルトラップ射撃

- ① 初矢が失中し、二の矢が発射された場合（追射）は、その結果が記録される。
- ② 同発の場合はその結果が記録される。この場合の標的が白色標的のときは3点減点する。

## C射面＝ラビットシングル射撃

- ① 1個の標的に2発射撃した場合は失中とみなす。0－0

## D射面＝シングル・ダブルスキート射撃

（シングル射撃の場合）

- ① 1個の標的に2発発射した場合は失中とみなす。0－0

（ダブル射撃の場合）

- ① 射撃の順番は、特に定めない。
- ② 何れか1個の標的に2発射撃した場合は、その結果が記録される。
- ③ 第1標的を失中し、第2標的を射撃する前に第1標的と第2標的が衝突した場合、又は、第1標的を命中し、第2標的を射撃する前に第1標的の破片で第2標的を破碎した場合は撃ち直しする。この場合の白色標的の有無は問わない。
- ④ 初矢又は二の矢が両標的に命中した場合（同射）は、その結果が記録される。
- ⑤ 初矢と二の矢が、同時に発射された場合（同発）は、その結果が記録される。

## 10 入賞順位決定方法

- ① 団体競技における入賞順位の決定は、チーム全員の合計得点による。  
この場合同点のチームが2チーム以上あるときは、チーム全員のD射面の合計得点による。  
D射面の合計得点が同点の場合は、その前の射面へと結果が出るまで続ける。  
全てのラウンドが同点の場合は採点表（A斜面のA、Bクラスの選手の順、次にA射面の例によりB、C射面の順）により失中するまでの前の命中数により決定する。  
なお、これによっても順位が決定しない場合は、チーム員の代表1名により、A射面で競射を行い、先に失中した選手のチームは順位が下位となる。
- ② 個人競技における入賞順位の決定は、各選手の合計得点による。  
この場合において同点の選手が2名以上ある場合は、D射面の結果による。D射面の得点が同点の場合は、その前の射面へと結果が出るまで続ける。全てのラウンドが同点の場合は、採点表（A、B、C、D射面の順）により失中するまでの前の命中数により決定する。なお、これによっても順位が決定しない場合は、異なる結果ができるまでA射面で競射を行う。先に失中した選手が下位となる。

自動銃（レピーターを含む、以下同じ。）は、銃把を握り、他の手で先台部を握るか又は腕の肘に託し銃身を約45度上方に向ける。（写真：B）



（写真：B）

採点は次による。

- ① 脱包を怠って（採点表に署名後）射面を離れた場合 ····· 選手失格
- ② 指定した携帯方法を行わなかった場合 ······ 2点減点
- ③ 歩行中転倒した場合 ······ 2点減点
- ④ 銃口を人に向けた場合 ······ 2点減点
- ⑤ 射撃順番に遅れた選手は棄権とみなす。この場合、そのラウンドのみ失格とする。
- ⑥ 射撃待機中（射団全員が射撃を終了し、採点表に署名するために猟銃を銃架等に安置するまでの間）の猟銃の保持は、次の通りとする。但し、汗を拭く等緊急止むを得ない場合は、その旨の意思表示として帽子を脱ぎ、汗を拭く等用件を済ませる。この場合は、脱包し、猟銃を開放状態（元折銃は折ること）にし、地面等に安置するものとする。

① 射台内での待機の場合

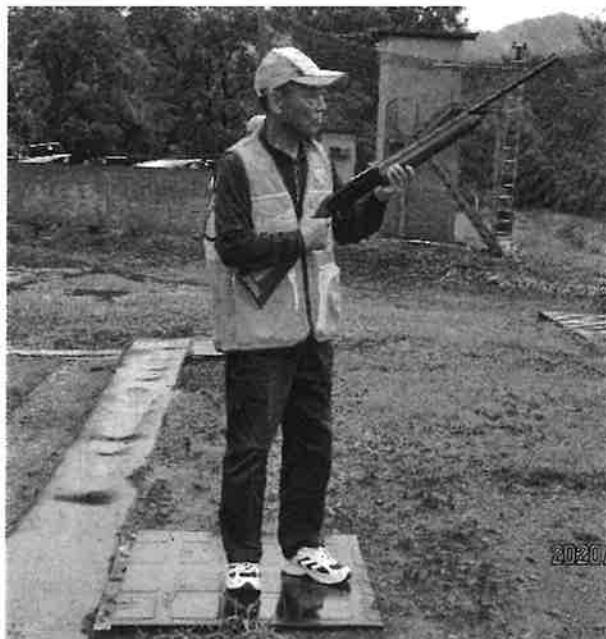
元折銃は、猟銃を折り、腕の肘に託し、他の手で先台を握り、銃口を標的放出方向に向けて保持（写真：C）又は猟銃を折り、銃口を下方に向けてゴムマットなどにつけて銃把を片手で保持することをよしとする。

但し、銃口を自分の足の上につけて保持することはできない。



(写真：C)

自動銃の場合は、遊底を引き機関部を開放し、銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃口を標的放出方向に向けて保持する。(写真：D)



(写真：D)

⑤ 1番射台での待機場での待機の場合

元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃身を約45度前方向に向け保持（写真：E）又は猟銃を折り、銃口を下方に向けてゴムマットなどにつけて銃把を片手で保持することをよしとする。

但し、銃口を直接自分の足の上につけて保持することはできない。



（写真：E）

自動銃は、遊底を引き機関部を開放し、銃把を握り、他の腕に託して、銃身を約45度上方に向けて保持する。（写真：F）



（写真：F）

⑥ スキート射撃の順番待ちの場合

元折銃は、猟銃を折り、他の手で先台部を握り、下方に向けて保持又は猟銃を折り、銃口を下方に向けてゴムマットなどにつけて銃把を片手で保持することをよしとする。

但し、銃口を直接自分の足の上につけて保持することはできない。

自動銃は、遊底を引き機関部を開放し、銃把を握り、他の手で先台部を握るか又は腕の肘に託し、銃身を約45度上方に向けて保持する。（写真：G）



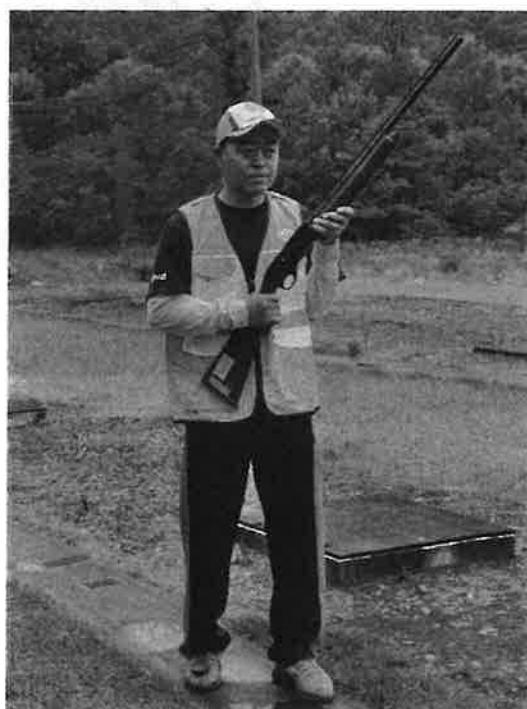
(写真：G)

④ 射面内の移動（射台と射台の間、5番射台から1番射台の控え場の間、射撃終了後採点表に署名するために銃架に安置するまでの間）の場合

元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃身を45度下方に向けて保持（写真：H）し、自動銃は、遊底を引き機関部を開放し、銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃身を約45度上方に向けて保持する。（写真：I）

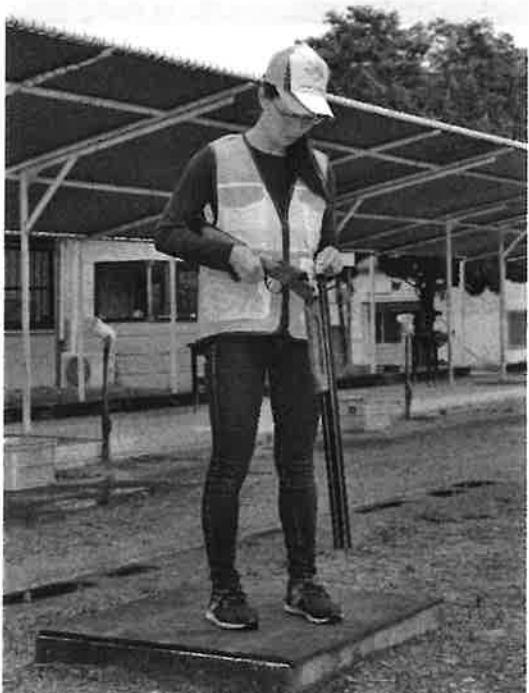


(写真：H)

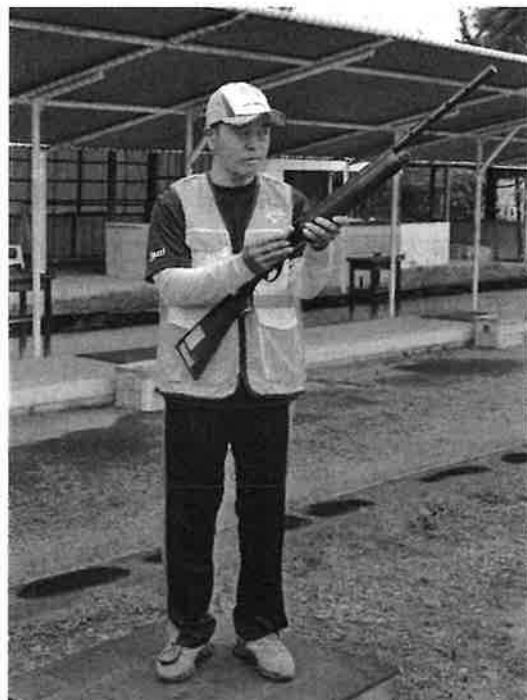


(写真：I)

- ⑥ 上記の場合の採点（減点）方法は、次のとおりとする。
- 指定保持方法を怠った場合 ······ 2点減点
  - 銃口を人に向けた場合 ······ 2点減点
- ⑦ 装弾の装填又は脱包の際、銃口を人に向けた場合は、2点減点する。
- ⑧ 射撃に当たって選手が射台に入り装填する場合は、元折銃は猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台部を握って、銃口を標的放出方向に向けて保持（写真：J）又は、猟銃を折り、銃口を下方に向けてゴムマットなどにつけて、銃把を片手で保持し（但し、銃口を自分の足の上につけて保持することはできない。）、自動銃は、遊底を引き機関部を開放し、銃把を握り、他の手で先台部を握って、銃口を標的放出方向に向けて保持（写真：K）し、前の選手が射撃姿勢に入るまで装填してはならない。



（写真：J）



（写真：K）

また、スキート射撃（元折銃・自動銃共）は、猟銃の銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃口を標的飛行方向に向けて保持する。（写真：L）

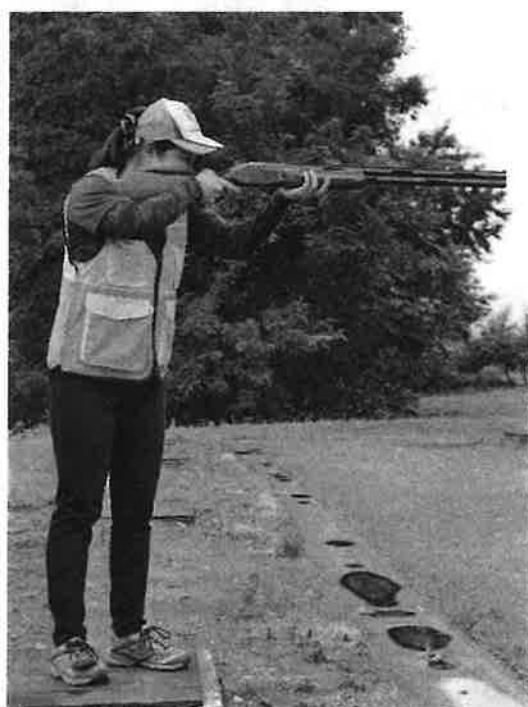


(写真：L)

- ⑨ 装弾を装填し、猟銃を閉鎖し、待機姿勢（コール直前「銃把を握り、肩付け（写真：M・N）又は銃床を腰部（写真：O）に付け、銃口を標的が放出される方向に向け射撃体勢が整う」）までの間に用心鉄の中に指を入れたときは2点減点する。



(写真：M)



(写真：N)



(写真：O)

- ⑩ 標的が放出されるまでの選手の射撃姿勢は、特別に定めないものとするが、射撃マナー等秩序あるものとする。但し、主審判員は、獵銃の取り扱いが未熟又は粗暴で、他の選手に迷惑になると判断した場合は、当該選手に対して射撃の中止（又は射団から除外）を宣告し、直ちに射撃を中止させることができる。
- なお、射撃中止後の該当ラウンドの射撃を失中とみなす。この場合、減点は記録のとおりとする。
- ⑪ 獵銃を暴発させた場合は、選手資格が剥奪される。（暴発とは、選手が撃つ意思のないのに発射させることであり、クレーが飛翔していないのに銃を発射させることである。）
- ⑫ 主審判員が選手に射撃を中止させた場合（⑩、⑪の場合）は、中止させたラウンド終了後に該当選手名及び中止させた理由を大会委員長に報告しなければならない。
- 獵銃の取り扱い粗暴等で射撃を中止させられた選手のその後の処遇は大会委員長が裁定する。
- ⑬ 試射を行ってはならない。これに違反した場合は2点減点する。
- ⑭ スキート射撃は射台に入ったら迅速に、また、その他の射撃では、前の選手が撃ち終わったら迅速にコールするものとする。なお、迅速なコールを怠った選手に対して主審判員が注意できるものとする。
- ⑮ 標的が出割れの場合は、採点の対象とせず撃ち直しとする。ダブル射撃のときの何れか1個が出割れの場合も同様とする。
- ⑯ 白色標的を白色標的と認識して射撃しなかった場合は、命中したものとみなす。但し、白色標的を射撃した場合は失中とみなし、かつ3点減点する。

## II ライフル射撃の部（個人競技）

### 1 使用銃等

- ① 同一の狩猟銃で射撃を行うものとする。
- ② 付属品は、スコープ、スリングの使用を認める。その他の付属品の使用を認めない。

### 2 競技方法

- ① 競技姿勢は、膝射、立射の二姿勢とし、一姿勢 10 発撃ち 200 点満点とする。
- ② 制限時間は、標的交換を含めて膝射及び立射とも 25 分以内とする。
- ③ 標的は、大口径 1 号的を 100 m の距離で使用して行う。
- ④ 弾は、薬室内に 1 発だけ装填して行う。

### 3 服 装

- ① 射撃専用コート及びグローブの使用は禁止する。  
但し、レフリーの認めた猟用手袋はこの限りでない。
- ② バットプレートの移動は認めない。

### 4 採点方法

- ① 同一標的に発射弾数以上の弾痕があり、レフリーが他の射手のものと確認した場合はそれを発射した射手を失格とする。  
但し、規定弾数以上射手が発射した場合は、上位点より削除する。
- ② 同痕があった時は直ちにレフリーに申し出ることとし、射撃終了後の同痕申請は認めない。
- ③ 競技中に銃器の故障等により発射できなかった時は、その制限時間内に発射した得点とする。不発の場合は、撃ちなおすことができる。

### 5 暴 発

猟銃を暴発させた場合は、選手資格を剥奪する。

### 6 順位の決定

同点の場合の順位は、立射の得点を上位とする。なおも同点の場合は、10 点の多い方を上位とする。なお、同点の場合は、9 点、8 点と上位点の多い方を上位とする。

### **III スラッグ射撃の部（個人競技）**

- 次に掲げるもののほか競技は、ライフル射撃に準ずる。
- スラッグ銃の標的は、大口径 100 m の 1 号的を 50 m で使用する。
  - 負い皮の使用を認める。

### **IV 附 則**

- 1 射撃大会に使用する射撃場の設備によりこの規則により難い場合は、当該射撃場の設備に適合する規定を別途定めることができる。

## 安全狩猟射撃大会 競技規則施行細則

1. 安全狩猟中部6県射撃大会競技規則の附則により次のとおり定める。
2. 猟銃と実包の保管管理及び保持携帯に関する減点の適用は、次による。
  - ① 猟銃及び実包の保管管理（規則③）は、大会を通じて、1回目の違反は注意とし、2回目から所定の減点を行う。
  - ② 猟銃の保持携帯は、射面と選手控え場の往復（④）にあっては、大会を通じて、その他にあっては、各ラウンド毎1回目の違反は注意とし、2回目から所定の減点を行う。
3. ラビット射撃設備のない射撃場で開催しようとする場合は、安全狩猟射撃大会競技規則中のラビット射撃に関する規定に関わらず次の方法による。
  - ① 射面は、既存のスキート射撃設備を使用し、これをC射面とする。
  - ② 射台は、スキート射面の2番射台、3番射台、4番射台、5番射台及び6番射台の5箇所とし、それぞれ1・2・3・4・5番射台として、所謂スキート射撃方式で射撃を行う。
  - ③ 標的放出機の高さは、左側放出機が3.05m、右側放出機が1.07mとする。
  - ④ 標的放出の高さ（抑角）は、センターポールの位置で、右側放出機から放出される標的是、2m程度、左側の放出機から放出される標的是、3m程度の高さとする。
  - ⑤ 標的放出の方向は、センターポールの位置から前方へ、右側の放出機を0～5度程度、左側の放出機を0～5度程度とする。
  - ⑥ 射撃の範囲は、センターポールの左右約15m程度とする。
  - ⑦ 標的の到達距離は、約50mとする。
  - ⑧ 標的の放出順位は、左側放出機から先に放出、次に右側放出機から放出する。
  - ⑨ 標的の形状は、スキート射撃に使用する標的とする。
  - ⑩ 射撃数は、シングル射撃で20個とする。
  - ⑪ 1射台の射撃数を4個とし、先ず装弾を2個装填し、左右の標的放出機から放出される標的をコールして各1個（左1個、次に右1個）を射撃し、これを2回行う。
  - ⑫ 1個の標的に2発射撃した場合は失中とする。